第35回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月7日(月)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名

1番 小 倉 哲 也 2番 山 嵜 和 雄 3番栗原寛光 4番 陸 野 光 男 5番 小 泉 勝彦 6番 石 川 和 利 8番 関 7番 石 渡 正 明 巖 10番 田 中 幸 一 11番 切 替 一 弥 12番 渡辺義一 13番 注連野 千佳代 14番 時 田 善 夫 15番 中 山 明

- 5 欠席委員 1名
 - 9番 渡 邉 美代子
- 6 出席事務局職員 4名

斉藤事務局長 鈴木主幹 山田主査 髙橋副主査

◎開 会

令和4年2月7日午後2時00分 開会

- ○事務局長(斉藤明博君) お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。 初めに、会長からご挨拶をいただきます。
- ○議長(小泉勝彦君) 皆さん、こんにちは。新型コロナウイルスですけれども、信じられないような数の感染者が出ております。3回目の接種もそろそろ始まっているみたいなのですけれども、皆さんぜひ体に気をつけていただきたいと思います。

今日は案件大分ありますので、皆様のご審議、慎重審議をお願い申し上げまして、挨拶といたしま す。よろしくお願いいたします。

○事務局長(斉藤明博君) ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなって おりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) それでは、しばらくの間、進行を務めさせていただきたいと思います。 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方には、お手元の傍聴要領をお守りいただき、会議 の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

ただいまより第35回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中13名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、渡邉美代子委員。

次に、1番、小倉哲也委員から、本日遅れる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長(小泉勝彦君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、時田善夫委員、15番、中山明委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

- ◎議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ○議長(小泉勝彦君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。 議案1ページを御覧ください。本件は、市内在住の土地所有者が、農地1筆、2,135平方メートル の一部、331平方メートルを市民農園の駐車場として転用しようとする案件です。 なお、本件については、令和4年1月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。申請地は、蔵波中学校の北側に隣接しており、市街化 区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

次の総会資料2ページを御覧ください。土地利用計画については、砕石敷きの上、土地利用計画図のとおり11台分の駐車スペースを整備する計画となっております。排水計画については、汚水・雑排水はなく、雨水は自然浸透させる計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料3ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

10番、田中幸一委員。

- ○10番(田中幸一君) 10番、田中です。1月26日10時頃、事務局の髙橋さんと現地確認を行いました。 ただいま事務局からの説明にもありましたとおり、現地は貸し農園として利用されておりました。転 用部分について、隣接地は住宅及び学校用地のため、周辺農地の営農条件に関する影響はないと思わ れます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- ○議長(小泉勝彦君) 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
- ○15番(中山 明君) 15番、中山です。この写真のところに、駐車場スペースは11台入るわけですけれども、これは下に何かぐりとか砂とか敷くのですか。お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) こちら砕石を敷いて、敷きならして舗装というようなことで計画がされて おります。
- ○15番(中山 明君) 舗装ですか。
- ○事務局長(斉藤明博君) 舗装というか、砕石敷き、砂利敷きです。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。
- ○15番(中山 明君) はい。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。 賛成全員でございます。 よって、議案第1号については許可相当と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- ○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。 斉藤君。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。 議案2ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が、市内在住の土地所有者から農地1筆を 買取り、専用住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおり です。本件については、令和4年1月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料4ページの位置図を御覧ください。申請地は、袖ケ浦駅前の住宅街付近の農地で、その規模が10ヘクタール未満の市街化区域に近接する農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料5ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画は、山砂による造成後、二階建 ての専用住宅及び平屋建ての専用住宅を建設する計画となっております。

排水関係については、汚水・雑排水は浄化槽にて処理の後、計画地西側の既存の水路に排水し、雨水についても同様に既存の水路に排水する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料6ページから11ページに建物の立面図及び平面図を添付しております。

12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を 求めます。

8番、関巖委員。

- ○8番(関 巖君) 8番、関です。1月28日10時頃、事務局の髙橋さんと現地を確認をいたしました。資料の写真にあるように周辺の農地は長らく耕作されておらず、特に営農には支障がないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- ○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。 議案2ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の土地所有者から農地2筆を買取 り、戸建て住宅19棟の建て売り分譲をしようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記 載のとおりです。

なお、本件については、令和4年1月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図を御覧ください。申請地は、蔵波中学校の東側約800メートルに位置し、 市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と 判断されます。

総会資料14ページの土地利用計画図を御覧ください。平屋建て住宅について、設計プランを2通り 設定し、計19棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水は、各宅地内に雨水貯留浸透槽を設け、流出量を抑制後、新設排水路へ 放流し、また汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、同様に新設排水路へ放流する計画となっており ます。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により賄う計画となっております。 総会資料19ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議 の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運

営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長(中山 明君) 15番、中山です。議案2号の整理番号2に関して、1月31日に運営委員会を行いましたので、ご報告をしたいと思います。

運営委員会では、午後1時半頃に現地の調査、また午後2時20分頃に審査会を行い、先ほどの事務局の説明と同様の説明を受けまして、運営委員より質疑がございましたので説明いたします。

主な質疑ですが、申請区域の範囲に関する質問があったほか、住宅の販売価格に関する質問もございました。売買価格ですが、〇〇〇〇万円から〇〇〇万円位ということでございました。周りも今大分家が建ち並んでおりますので、運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて許可すべきものということになりました。皆様方のご審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。どうぞ。

- ○7番(石渡正明君) これ19棟全部平屋の計画になっていますけれども、実際に建ってみたら二階建 てだったといった場合には、農業委員会としては特に問題ないですか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(髙橋敦也君) 事務局の髙橋です。完了報告を受けまして、現地確認の上で二階建ての建物が建っていた場合には、県のほうに報告いたしまして指導を仰ぐ形になります。
- ○7番(石渡正明君) 恐らく平屋19棟って売れないと思うのですよ。家を買う世代というのは、大体子供が小さくて4人家族ぐらいで、この間取りではリビングをとても賄い切れないと思います。前にも案件ありましたけれども、当初の計画は平屋を建てる。それで、何人かして現地完了して見に行ったら、全部二階建てだったというのがあったと思いますので、そういった場合は運営委員会としては特に問題にしないという、そういう理解でよろしいでしょうか。再度確認させてもらいますけれども。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(髙橋敦也君) 事務局の髙橋です。当初の計画と違う様相ですと、通常であれば計画変更許可申請が必要になりますけれども、それを経ずに住宅が異なっていた場合には、規模としては運営委員会で現地確認している案件でありますので、運営委員会で現地確認の上で皆様の意見を取りまとめ、県に報告し、県から指導等が必要であるとされた場合は、指導等していくという形になります。
- ○7番(石渡正明君) 特に農業委員会としては、問題はないという解釈でよろしいですね、今の時点では。
- ○事務局(髙橋敦也君) はい。

- ○7番(石渡正明君) 分かりました。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたしました。

- ◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
- ○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申 請についてを議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。 斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。 議案3ページを御覧ください。本件は、市内で新規に立ち上げた法人が、市内在住の個人から農地 4筆を認定保育所用地として部分転用している案件であり、令和3年6月7日の農業委員会総会を経 て、令和3年7月21日付で農地法第5条の転用許可を受けた案件でございます。今回の申請は、地盤 改良が必要となったことから工事内容を一部変更しようとするものです。

総会資料の20ページを御覧ください。申請地は、袖ケ浦高校東側約600メートルに位置し、農業公 共投資の入っていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の21ページを御覧ください。計画変更の内容については、想定より地盤が軟弱であったことから、地盤改良の追加工事が必要となり、駐車場をアスファルト舗装から砂利敷き舗装にするなど、 当初の資金計画に収まるよう計画を変更しております。

総会資料21ページに土地利用計画図、22ページに工程表、23ページに現地写真を添付しております。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、事業内容に大きな変更がありませんでしたので、担当地区委員の意見及び

現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。お願いします。

- ○8番(関 巖君) 8番、関です。ただいまの説明ですと、変更は地盤改良のために駐車場をアスファルトから砂利に変えると、それだけですか。そのほかにはない。
- ○議長(小泉勝彦君) 事務局、お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 今ご質問のあったとおり、地盤改良と砂利敷き、それと一部使用素材が変更になっているところがあるのですけれども、それは形状が変わるということではなくて、素材の変更ということですので、今の説明からは省かせていただきました。
- ○8番(関 巖君) 8番、関ですけれども、工期の日程については変更はないのですか。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。工期の日程については、延長すると4月の開所に間に 合わなくなるということなので、延長なしとなっています。
- ○8番(関 巖君) 予定どおり4月に開所ですね。分かりました。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。 斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号2についてご説明いたします。 議案4ページを御覧ください。本件は、市外在住の個人が、市内在住の土地所有者から農地3筆を 買取り、長屋住宅用地として転用している案件であり、令和3年5月7日の農業委員会総会を経て、 令和3年5月31日付で農地転用が許可された案件でありますが、令和3年10月7日の農業委員会総会 にて再審議した結果、不許可相当と決定され、同月15日付で君津農業事務所に意見を送付した案件で ございます。今回の申請は、転用許可期間を約8か月延長し、令和4年8月31日までに計画を変更し ようとするものであります。

なお、本件は、不許可相当と決定された案件となりますが、千葉県においては許可が取り消されて いないことから、本申請について審議をいただくものでございます。

総会資料の24ページを御覧ください。申請地は、長浦行政センターの南側約350メートルに位置し、 市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域の農地の規模がおおむね10へクタール未満であ ることから、第2種農地と判断されます。

計画変更についてですが、当初計画では令和3年12月31日までに終了する予定でしたが、都市計画 法に基づく承認取得に期間を要したことから、期間を約8か月延長し、令和4年8月31日までに終了 する予定に計画を変更する申請となります。

総会資料25ページに土地利用計画図、26ページに工程表、27ページに現地写真を添付しております。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) 事務局の説明が終了いたしました。

本案件につきましては、事業期間の延長のみであり、事業内容に変更はありませんので、担当地区 委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

- ○11番(切替一弥君) 11番、切替です。この案件の申請を受理するに当たり、県等からの意見を求め たのかどうか伺いたいのですが。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。こちらの期間延長の申請につきましては、利用者側から申出があったものというよりは、君津農業事務所からの指導に基づいて提出されたものということで、君津農業事務所とのやり取りは行っている状況です。
- ○11番(切替一弥君) 11番、切替です。この受理するに当たり問題はないと考えてよろしいのですか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。本市農業委員会の決定としては2回目で不許可相当という決定をしておりますけれども、それをもって期間の延長の申請を受理することができないというような理由にはならない。提出されたものを、何か不足している書類があったとか、そういったものであれば是正を求めて戻すといったことはありますけれども、規定されたものに対して受理をして、できないというような法的な瑕疵があるような書類ではありません。
- ○11番(切替一弥君) ちょっと納得できない部分もあるのですが、体裁が整っているとするのか、いないとするのか、そこがちょっとやっぱり、私としては疑問に感じるところであります。
- ○議長(小泉勝彦君) ほかに質疑はございませんか。どうぞ。
- ○8番(関 巖君) 8番、関です。幾つか質問をしたいのですが、まず申請者の名前、名義人、誰

が申請しているのか。

- ○事務局長(斉藤明博君) 名前は言えません。
- ○8番(関 巖君) 名前は言えないわけ。
- ○事務局長(斉藤明博君) 総会ですので。
- ○8番(関 巌君) 申請者の名前は委員には知らせないというのは、ちょっと問題だと思うのですけれども。ほかの案件はみんな申請書のコピーをつけて現地確認とか審議をしているので、当然これ申請書のコピーが出されてもおかしくないと思うのです。
- ○事務局長(斉藤明博君) 委員の方には議案の4ページに。
- ○8番(関 巖君) では、確認しますけれども、譲渡人の申請でいいですか。ここに譲渡人と譲受 人の2名がありますけれども。
- ○事務局長(斉藤明博君) 譲受人の代理人から提出がありました。
- ○8番(関 巖君) 譲受人の代理人が申請者になっている。
- ○事務局長(斉藤明博君) 申請の手続を代理しています。名前は、譲渡人と譲受人の名前。
- ○8番(関 巖君) 代理人の名前と、申請者は代理人が申請をしているのですか。それともここの 譲受人及び譲渡人の両名で申請をしているのですか。
- ○事務局長(斉藤明博君) 譲受人の名前で変更の申請が上がっています。
- ○8番(関 巖君) 譲受人のほうの名前で。分かりました。 では、2つ目の質問ですけれども、変更理由が期間の延長で、切替委員の質問に対して、君津農業 事務所の指導によって申請が上がってきたというふうに先ほど説明されたのですけれども、どういう 指導があったのですか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) こちらにつきましては、最初に許可となったときの期間が12月30日、12月 末を予定していたのですが、工事のほうが明らかに終了しないということでしたので、期間の延長の 申請を出すように指導をしてほしいという話しを伺いました。
- ○8番(関 巖君) 分かりました。その期間が延びた理由というのは何でしょうか。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。こちらなのですけれども、農地の造成を行った後に建物を建てるというのが通常の順序なのですけれども、都市計画法の第37条の承認を受けますと、造成と建物の建築を並行して進めることができるので工期の短縮ができるということで、そちらのほうの許可の期間が見込みよりも遅かったというようなことで、工期の遅延が発生しているというふうに伺っています。
- ○8番(関 巖君) 要するに建物の工事の進み具合が遅かったということですか。そこだけ。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。建築工事自体の遅延もあるのかもしれませんが、もと もと最初の建て始めのときの都市計画法に基づく承認のほうの手続自体の許可が、当初見込みよりも

遅くなっているということが影響しているというふうに伺っております。

- ○8番(関 巖君) 幾つかあって、すみません。総会資料26ページのこの工事工程表というのは、 変更前の表、それとも変更後なのですか。どちらにも合わないような感じするのですけれども。
- ○事務局長(斉藤明博君) こちら変更後のものなのですけれども、変更後の期間で6月を目途に工事 は終了させるというふうに伺っておりまして、途中でまた何かあるといけないので、2か月分余裕を 見て8月31日まで延期をしたいというようなことで伺っています。
- ○8番(関 巌君) それは分かりました。2か月余裕を持ってということで。

あと、昨年の10月の農業委員会総会で、袖ケ浦市の農業委員会としては全員一致で不許可にしました。その後の県の対応といいますか、県が業者と、あるいは市に対してどんな指導、あるいは問い合わせ等があったのか。それと、それに対して業者はどういう対応を取ったのか、教えていただきたい。

- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。まず、今回不許可相当ということで意見を送付した後、 君津農業事務所、それと県の廃棄物指導課、こういった県の職員の方々が現地のほうの立会いをして おります。その後、具体的には工事の進捗に合わせて検査を行うというようなことで現地調査が入っ ておりますが、先だってはのり面の整形工事が終了したことから、のり面の検査のほうを行っており まして、それには市の都市整備課、農業委員会、廃棄物対策課、それと県の廃棄物指導課、君津農業 事務所等の職員の立会いの下に行われております。市のほうの意見書を提出いたしましたが、現時点 では最初の県の許可取消しというものは行われていない状況でして、その後の県のほうからの許可に 対して、変更を加えたりとか、あるいは中止を求めたりとかといったようなお話は伺っておりません。
- ○8番(関 巖君) のり面は完成して、完成と完了を確認したということで。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。のり面の整形が終了したことを受けて、県の廃棄物指 導課のほうの現地のほうの確認調査が行われている状況です。なので、全部周辺の工事が終了したと いうことではないのですけれども、開発区域の下部ののり面の整形工事のほうが終了したというふう に伺っている状況です。
- ○8番(関 巖君) まだ残っている部分もある、のり面の整形で。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。まだ外周部全部工事が終了している状況ではございませんでしたので、それが終了次第、都度都度検査に入っていくのではないかと考えられます。
- ○議長(小泉勝彦君) どうぞ。
- ○8番(関 巖君) この予定は、12棟建てる予定でしたか。
- ○議長(小泉勝彦君) 14です。
- ○8番(関 巖君) 失礼。14棟全部今建っているのですか。それとも今何棟が建っているのですか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。14棟まだ全部できてはおりません。現在7棟、全部完

成している棟はまだございませんでした。そこができても中の設備工事まだ終了していないようなことで、現地立会いのときに確認をさせてもらいました。

- ○8番(関 巖君) この間、地元の地権者とか、それから蔵波区から市長や県に対して要望書が何度か出ています。その中の一つに、きちんと地元との説明会を開いて話合いを持ってほしいという要望もあったかと思います。それに対して、そういうことを行ったかどうか、伺います。
- ○議長(小泉勝彦君) どうぞ。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。都市整備課のほうを通じまして、建築業者のほうには その旨のお話はしているというふうに確認をしておりますが、実際に行ったというお話は伺っており ません。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。 ほかに質疑はございませんか。どうぞ。
- ○13番(注連野千佳代君) これ今回採決で許可、もしくは不許可、どちらになったにせよ、工事は続けられると。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。市の農業委員会が不許可相当というふうな決定をしたとしても、工事を差止めするほどの効果というのは正直、申し訳ありませんが、ございません。期間の延長が認められていないという市の農業委員会の決定を上申意見として出したとしても、県の農業事務所のほうがどういうふうな判断をするのかということはちょっと分からないというのが事実でございます。工事を止めるほどの効果は、どちらにしてもないのではないかと。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○13番(注連野千佳代君) 今回のり面のほうの調査が入っているということでしたけれども、それであまりよろしくないよというようなことだと、建設会社にもうちょっとちゃんとやってくれよっていうような指導がまた入って、許可になるまではそういうことが繰り返されるような感じになるのですか。それとも工事は工事で進んで、許可がオーケーだよということにならなくても、完成はして販売はされていくという感じでしょうか。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。検査が通らないと、基本的には入居開始のほうまではいかないのかなと。完了検査というのを、当然開発行為ですから受けることになりますので、それを通りませんと完成が認められないということになって、それで販売まではこぎつけることは難しいのではないかというふうに考えております。当然工事の期間中に中間検査で是正の指導があった場合は、是正しましたというよう報告を上げて再度検査した上で、それぞれの工事が進んでいくというような形になると思われます。
- ○議長(小泉勝彦君) よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。どうぞ。

- ○3番(栗原寛光君) 3番、栗原です。一度これは不許可という総会の決定を受けています。これは 状況が変わっていれば別ですけれども、状況、不許可の理由の状況が変わっていない状態で、これを あえて今回の申請を許可としてするべきかどうか、私、非常に疑問です。そういう点で、私自身は、 農業委員会としては不許可というふうに判断したいなと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(小泉勝彦君) どうぞ。
- ○11番(切替一弥君) 11番、切替です。先ほど申しましたのとちょっと似ているのですけれども、これ採決するべきなのか、我々が下した前回の不許可相当という判断をそのまま報告するべきではないかなと、私は考えます。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○8番(関 巖君) 8番、関です。基本的に私は今の2人の意見に賛成するのですが、昨年10月の当委員会総会で副因が幾つかありました。違法な埋立てをした、許可なく行ったり、2メートルが10メートルになったり、あるいはそれに基づいた再三の指導があったにもかかわらず、業者が拒否をした。あるいは申請者がきちんと正しく説明をしていなかった。そういう理由で全員一致で不許可にした件で、そこからすれば筋として本来変更届も許可できないということだと思います。ただ、この間、地元の地権者や蔵波区から市長や県に対して何度も要望書が出されています。それから、議会でも複数の議員から質問が出ております。新聞にも、朝日新聞等には大きく報道されていました。ということで大きな問題となっていますので、今日このままこれで審議を打ち切るということではなくて、もっと詳しい資料を基にして継続審議として必要な、あるいは私たちの知りたい資料を出していただいた上で、その決定は次回の総会にしていただけないかということです。

それで、次回の委員会に向けて幾つか提案というか要望をしておきたいのですが、事務局いいですか。7点ほどあります。1つ目は、今言ったように大きな問題になっているので、様々な資料をそろえて次回再審議をするという点が1つ。

2つ目としては、その条件の中に大事なことの一つとして、地元の人はもの凄く心配しているわけです。先ほども質問したように施工業者、あるいは地権者は、地元の人にきちんと、こうこう、こういうことを行うという説明をすべきだと思います。まだしていないようなので、次回の総会までに申請地の隣接する土地の地権者、それから特に問題なのは下流に調整池があるところまでの地権者、これ土砂崩れの問題関わってきますので、その地権者の人たち及び蔵波区から要望が出ていますので、蔵波区を対象とした説明会を開いて、次回総会までに文書でその合意書、説明をして、その地権者、

蔵波区を含めた全部の合意書を提出するようにという指導を行っていただきたい。

それから、我々施工の現場を見ていませんので、運営委員会案件として現地確認、そして申請者からの説明をもう一度受ける。これが3つ目です。

4つ目として、資料として、先ほど言った土地の隣接地、それから調整池までのきちんとした地図、これを委員会の資料として提出してほしい。地権者名と地目、そしてどこまで埋めてあるのか。我々何も資料がないわけです。ここまで埋めて、ここから先は埋めていないと。そういうことですので、その地図、地権者と地目と、その埋め立てた場所が分かるような資料、これを運営委員会並びに総会に示していただく。これ申請者が作るのか、事務局が作るのか、どちらかになると思うのですけれども、申請者に作らせてもいいと思いますけれども。

5点目は、やっぱり心配の大きな一つに土砂崩れですね、熱海みたいな、そういう危険があるという、それに対する要望書が出ていて、先ほどの説明ですと土留め工事は行っているということなので、それは現地で運営委員が確認をできればと思っていますけれども、その土留め工事はもう全部終わっているのか。周辺の整備が残っていると言っていましたけれども、特にのり面の土留め工事がどうなのだということが非常に大きな問題なので、土留め工事が行われて、もう終わっているのか、あるいは途中なのか。途中であれば、いつ、どのようなのり面工事を行うのかということの説明をしてほしい。

6つ目は、この間、県が申請者に対して、あるいは業者に対して指導を行ったと。先ほど幾つか説明がありましたけれども、その指導内容、それからそれに対して申請者や業者がどう対応したか。それを文書で次回の総会に出していただきたい。

最後ですけれども、申請書の写し、それから今まで言った必要な資料、これら全てを次回の運営委員会並びに総会で委員に配付をしてほしいと。

以上7点、要望して提案をしたいと思います。以上です。

- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。事務指針のほうでは、通常継続審議というのは定めがない。
- ○8番(関 巖君) 何がない。
- ○事務局長(斉藤明博君) 定めがない、規定がないということなので、そこら辺ちょっと県に確認させてもらいたいので、お時間を暫時休憩していただけないかなという。

[「今」と言う人あり]

- ○事務局長(斉藤明博君) 今確認して。
- ○8番(関 巖君) その必要はないのではないですか。前回10月の継続審議をしたということに対して、特に県から違法であるとか、おかしいということはないので、我々委員、総会で継続審議ということを決めれば、それでいいと思いますけれども。特に継続審議をしてはいけないという情報があ

るなら別ですが、そうでなければここで決めればいいことで、県に確認を取る必要はないのではないですか。

[何事か言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 今回の提案は、本当に申請が出されているもので、前回の継続審議になった案件は申請が出されていなかったものなので、規定がないということでしたが、今回のは申請が出ているので、その中で猶予期間というのがあるみたいで、それを確認したいということなので、ちょっと時間をくださいということなのですけれども。

どうぞ。

- ○8番(関 巖君) 県に聞いてはいけないとは言いません。聞くことは構わないのですが、先ほど 幾つか言ったように資料がまだまだ不十分なのですね。業者が地元にどう対応しているか、そこの今 問題も分かっていない状況で審議がまだ十分できないということなので、次回までに今言ったような 資料をそろえて審議をしてはどうかということで、不都合はないと思います。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。先ほど会長からお話ししていただきましたけれども、前回の再審議というのは、再審議してくださいという申請があって再審議したものではもちろんないものでございます。なので、今回のは申請があったものを審議していますので、一般的には標準処理期間というものがございます。そうなりますと、来月の総会で1か月遅らせてよいのかといったところは確認をさせていただきたいなというのが、まず1点目です。

それと、先ほど7つのご要望いただきましたけれども、私ども農業委員会にある資料でしたらば皆様にお見せすることは、もちろんやぶさかではないのですけれども、例えば先ほどあった隣接地権者の説明会をやることと、文書で合意書を取って、それを提出してくださいというのを、農業委員会のほうでやることはなかなか難しく、仮にこれを事業者にお伝えしたところで、果たしてやっていただけるかという担保もない中で、来月の総会に延ばしたときに書類がそろいませんでした、あるいは拒否してできませんでしたというようなお話があったときに、資料がないからといって、さらに延ばせるのかといったところにもなるのかなというところもございます。なので、7つのご要望いただいたもので、農業委員会のほうでご提示できるものは、総会の中として出すことはできるのかなと思いますが、先ほどのご提示になった物全てをそろえて提出するのは難しいのかなというふうに感じております。

そのため、現状で次回の総会でもいいかどうかというところだけはちょっと確認させていただきたいのですけれども。

- ○議長(小泉勝彦君) では、10分ほど休憩いただきます。よろしいでしょうか。 [「はい」と言う人あり]
- ○議長(小泉勝彦君) では、再開は3時7分ということでお願いします。

休憩

再 開

○議長(小泉勝彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開をしたいと思います。

ちょっとまだ時間が足りないようなので、もう10分ほど欲しいということなのですけれども、どう しますか。

どうぞ。

- ○8番(関 巖君) 8番、関です。継続審議が駄目かどうかって問い合わせるとのことなのですけれども、昨年の8月だった……浜宿団地の上の代宿の埋立地を、農地を外してほしいという案件が出たときには、その場ではまだ資料そろわないし、それから現地を見たりということで、運営委員会案件として次回の総会で審議をしたのですね。そういう前例があるわけだから、何で今回それができないのか。それがちょっと分からない。それで、継続してはいけないとか、あるいはいついつまでに許可を出しなさいとか、そういう規定はよくあって、それは不作為でわざと遅らせたい、理由がなくてですね、わざと遅らせて許可を期日までに出さないという場合には、それは問題になるのですけれども、今言ったように様々な問題が絡んでいるので、それを再度資料を基にして審議をしたいという大きな理由があるわけです。特に問題なのは、地元の人たちが非常に困っているわけです、この件で。少なくとも袖ケ浦市の農業委員会としては、袖ケ浦市民のために動くというのが大原則だと思うので、県がどういう対応するかどうか分かりませんけれども、最大市民の立場に立った運用なり審議をすべきだ、強く言いたい。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○事務局(山田尚史君) 事務局、山田です。昨年ありました農地の、転用が必要でない農地であることの証明書につきましては、今回のような転用案件として標準処理期間の定めがなかったために、要は袖ケ浦市のほうで受けてから県のほうに提出するまでの期間が正式に定めがなかったので、継続のような形になったわけですけれども、今回話になっております転用につきましては標準処理期間というものが定められているので、その中でこちらのほうで止めておく、継続という形ができるのかどうかの確認という形をしているところでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) まだ確認中なので少しお待ちください。

では、また暫時休憩ということで申し訳ないですけれども、よろしくお願いします。

休憩

再 開

○議長(小泉勝彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、事務局のほうで説明お願いします。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。時間取らせてしまって申し訳ございません。君津農業事務所のほう、今協議をいただいたのですけれども、申請のあったものはやはり標準処理期間内に行うべきで、市町村農業委員会につきましては、妥当なのか、そうでないのかというご判断をしていただいたものを提出していただくというようなことで、最初の回答と変わっていないのが協議した結果でした。

期間の延長ということで今回申請をいただいているのですけれども、この審議内容をさらに過去の建設発生土で埋め立てられた場所の是正がなされていない状態のままでアパートを建てることに対しての妥当性といったものを、農業委員会のほうでさらに調査、あるいはさらなる判断をしていくというようなことを、ここで今すぐご判断というのも難しいかなと思われますので、こちらとしても板挟みで非常に苦しい状況ではあるのですけれども、決まりがある以上、許可相当なのか、不許可相当なのかといったところだけでもご判断をいただけるとありがたいのですけれども、ここで皆さんのほうは、関委員のご提言があったとおりの調査を今後も継続していくというようなことなのか等も相談してやるべきだということが多数であれば、事務局としてもそのようなご意見があるというようなことで、できれば継続すべきだというようなご意見が多い結果を踏まえた中で、さらに県のほうに協議させていただくというようなことで、この場は、もちろん本日、許可もしくは不許可相当というご判断までしてしまったほうがいいのではないかというご意見が多ければ、そちらのほうで調整していただければ、事務局のほうとしてはありがたいということになるのですけれども。

- ○議長(小泉勝彦君) 標準処理期間というのがあるのですか。それまでには。
- ○事務局長(斉藤明博君) 今月の10日までに。
- ○議長(小泉勝彦君) それまでには許可相当か不許可相当か、出したほうがいいということですか。
- ○事務局長(斉藤明博君) 県の協議の中ではそれしか、今のところ例外規定がないので申し上げることはできないということです。
- ○議長(小泉勝彦君) 今回許可か不許可諮って、どっちかになったとしても、先ほど関委員から言われたようなことは、次の総会とか運営委員会とかに諮ることはできるのでしょうか。
- ○事務局長(斉藤明博君) この期間の延長に限ってのお話と切り離して資料をご用意することは……
- ○議長(小泉勝彦君) 農業委員会としてできることはある。全部ができるかどうかは分からない。
- ○事務局長(斉藤明博君) 全部そろえるというのはなかなか難しい部分もあるので。あとは、運営委員会開いて現地を見ますよといった場合に、相手の許可がもらえるかどうかというところもありますので、工事区域内に入れないですし、なぜ案件を出した後に来るのか疑問を持たれます。
- ○議長(小泉勝彦君) お願いします。
- ○8番(関 巖君) 今の説明ですと、本日許可か不許可を出すか、あるいは継続審議にするかということが、まず前提としてどちらかに決める。継続審議にしたら、どういう内容でという次の段階に

移るのですけれども、今県のほうから10日までに出してほしいという要請なのですが、先ほども言ったように非常に大事な案件で、地元から再三にわたって要望等が出ているので、例えばここで不許可にする。はい、それでおしまいということよりも、実質的に地元の人が納得というか安心できるような形に、農業委員会としてもぜひ持っていきたい。そもそもこの許可を出した、昨年5月の農業委員会で許可を出したのが調査不足というか、言ってみれば私たち全員が責任を持っているわけですよ。そういったこと、そういう責任もありますので、やはり地元の人になるべく安全、安心な形で過ごしてほしいということで、先ほどの要望はぜひ、いずれにしてもやってほしいなと思っています。

それで、例えば許可とか不許可をここで結論出した後で、では現地見させてくださいとか説明会を開いてくださいといっても、それは相手には説得力ないような気がしますので、やはり例外として継続審議にして、そしてその間にいろいろ業者の説明を聞いたり、業者の誠意を見たいということで、私として再度提案したいのは、継続審議にして、それで事務局に骨を折っていただきたいのですけれども、これだけ大きな問題なので総会では継続審議になりましたということで、県のほうと交渉してほしいなというふうに思います。

以上。

- ○議長(小泉勝彦君) いろいろと大問題になっておりますので軽々しくできないと思いますので、そ ういうものとして、事務局は動けますか。
- ○事務局長(斉藤明博君) そうですね。ちょっと10日まで締切りが多少は延ばせるという譲歩までは 引き出したのですけれども、1か月ではどうでしょうかということを言ったら、それは難しい話だっ たので、それでちょっと板挟みになってしまったのですけれども。
- ○議長(小泉勝彦君) そんな軽々に許可、不許可というのは、何か出せないなというのが今思うところなのですけれども、ではそっちのほうは延ばせるとしても、またそれも。
- ○1番(小倉哲也君) 1番、小倉ですけれども、今聞いた議論の中で、さっき関委員さんのほうから 昨年の5月にも審議し、委員会のほうで許可をしたという経緯があるというお話だったのですけれど も、実際に我々もそこにタッチしていて許可をしたという経緯はあります。ただし、そのときの条件 として、残土の確認をするのと、それから県が今その指導事項に入っている説明の話もちょっとあったと思うのですけれども、それらを含めて、きちんとそれがされたのかどうかというのを吟味しなければいけないと思います。これ基本的にもう農業委員会の採決の中で許可したものを、また再度審議するというのは恐らくできないのではないかと思うのです、私自身がですね。そうなると、当初の決議の中の許可というものを覆さなくて、もう許可であるということで進まざるを得ないのではないかというように思うのです。それを再度審議をして、農業委員会としてどういう結論を出すか。前回の議論を覆すことをするのかどうか、その原因をきちんと検証するということに対して、一度決議したものを翻すこともできないだろうというふうに思うのです。確かに当初埋め立てしたところの残土が10メートルも高く積まれていたという経緯を踏まえれば、その後の対応、県の対応、そういったもの

をきちんと追及していかなきゃいけないと思うのですよ。今になって建物が建ってしまって、どうしようもない状況というのは、やはり県が許可をしたわけですよね。我々がいいですよという許可はしないわけですから、それに対して建設を許可したというのもやっぱりちょっとおかしい問題だというふうに思うのですね。

なおかつ、事務局への嘆願書ですか、そういったものが上がっている中で、農業委員会のほうには来ていないし、それは都市整備課に行っているのか、産業廃棄物のほうに行っているのか、よく分かりませんけれども、あるいは市長ですね、市長のほうに行っていると言うのですけれども、そういう対応されている中で、どこが主管で対応するのかというのをきちんと明確にしなければいけない。これを農業委員会のほうで対処するのか、都市整備課でするのか、産業廃棄物処理課のほうでするのか、そういったところも踏まえてきちんと整理していただければありがたいなというように思います。農業委員の判断を仰ぐという中で、先ほど栗原委員もありましたけれども、一度許可をしたものについて再度覆すこともできないと、私も思っています。そういった面では、やはり当初の違法な処理をしたということで、処理をしてきたということで不許可という対応はしたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

ちょっとお伺いしたいのですけれども、前回のときの不許可にして、県のほうの指導をしているという話ありましたよね、県が指導したと。その辺のところは、県のほうはどういう指導をしたとか、 その結果どうだったのかというのは、事務局のほうで把握はされているのでしょうか。

- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。市の農業委員会のほうから不許可相当という再議決を 県に送付した後の話ということになるかと思うのですけれども、現状においては県農業事務所のほう で、いわゆる許可、不許可の根幹に関わる部分での指導というのはない状況です。同じく開発の許可 権者である君津土木事務所のほうも、開発の中止、あるいは工事の中止といった部分での根幹に関わ る部分での指導というのはないような状況です。ただ、現状では埋め立てられている土地であります ので、当然大雨が降ったときの土砂崩れの懸念というのは、これは誰しも、もちろんお話もあります ので、その安全性に関して、土質の調査とのり面の工事の施行の方法等といった部分での指導という か、お願いというかということは、工事施工業者のほうにしているというふうに伺っています。
- ○1番(小倉哲也君) 1番、小倉です、そうすると、そういった安全性に関する指導については、県のほうで実施したという経緯があるということですね。その安全性の確保というのは、排水対策とか土砂崩れの対応について、のり面の強化をしなさいということでされたのですね。前回の熱海もそうですけれども、事が起きてから責任回避という形になってしまうと、やっぱり農業委員のほうがどういうふうな立場でやったのかということも問われる可能性もありますので、そういった面ではきちんと行政対応の結果を検証して、きちんと根拠をつくっておかないと、我々のほうに責任回避というのが出てくる可能性もあります。そういったところを十分県のほうと協議をしていただきたいというふうに思っています。県のほうが指導を行って、県はその指導結果について確認をしたのかというとこ

ろはどうなのでしょうか。

- ○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。今指導ということでちょっとご質問があったのですけれども、基本的には当初の開発の設計が法に基づいているという解釈になっておりますので、それで許可になっていますので、そのとおりに施工されているかどうかの確認をしている状態。ただし、建設発生土で埋められていたというのが、開発の許可になったときには、まだ君津土木事務所も確認ができていない状況だったため、それで埋めた場所が崩れるか、崩れないかといった部分のデータが欲しいというような部分はありますので、その調査を行ってほしいというような依頼につながっているかと思われます。ただ、その結果については、まだ農業委員会のほうでは伺っておりません。
- ○1番(小倉哲也君) 1番、小倉です。結果が分からない中で協議しても、我々もどういうことで審 議するか分かりませんが、基本的には一番問題なのが安全性の問題がきちんとクリアできているか、 できていないか。そういったものもやはり審議の課題として持たれるのが普通だと思います。そうし たことから、やはり土質調査だけでは、どういった残土が入ったのかというだけでは、安全性の問題 というのは何も分からないと思うのですね。土質が悪い、例えば鉱石が入っているとか、非常に毒性 の強いものが入っているとかということであれば健康面の被害がありますけれども、逆にそういった ものが土砂崩れによって生活環境が脅かされるというようなことに対しての対応をきちんとされて いるかどうかというのが、今問われているところだと思うのです。その違法残土だけ、違法残土とい うのは、土質調査だけではないわけですね。やはりそれがきちんと安全性にかけて、その土砂によっ て被害を被らないかどうかというところをきちんと県が検証することが必要だと思うのです。また、 市町村もその辺の確認はやっぱり背負わないといけないと思うのです。そういった面からすれば、や はり県のほうはただ土質調査やりましたという結果だけで処理するのはおかしいのであるという指 摘はしていかないと、このままだとやりっ放しで終わってしまうという結果にもなりかねないので、 そういったところをどうしてするのかというところも、事務局のほうから県のほうに打診をしていた だければというふうに思います。私のほうの意見としては、そういう意見です。そういう要請がやは り県のほうにもきちんと伝わって、県のほうの担当、あるいは行政がどういう指導をしたかというの をきちんと検証していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長(小泉勝彦君) いろいろ意見が出ましたのですけれども、やっぱり今日はこれは採決できない。 それでもってどうしても標準処理期間内にしろというのだったら、また臨時総会か何かやるよりしょ うがないなと私は思っています。今日は採決はできませんので、一応継続審議ということでここは決 めたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 異議なしということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) では、そういうことで進んでいきたいと思いますので、ここでは採決できません。

◎議案第4号 令和3年度第11次農用地利用集積計画(案)の承認について

○議長(小泉勝彦君) 次に、議案第4号 令和3年度第11次農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第4号の令和3年度第11次農用地利用集積計画(案) についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地 法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び 決定を受けるためにご審議をいただくものでございます。

それでは、議案第4号の4ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が2件で、全て通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で29.28アール、2,928平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから3ページに記載のとおりとなっております。 説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小泉勝彦君) ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者举手〕

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

鈴木君。

○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。事務局に説明を求めます。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。協議報告第1号について、ご報告いたします。

議案5ページから7ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の 提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和 3 年12月 1 日から12月31日までで、 9 件でございます。 報告は以上でございます。

◎その他

- ○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(小泉勝彦君) 事務局から何かありますか。 〔「ありません」と言う人あり〕
- ○議長(小泉勝彦君) 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(小泉勝彦君) これをもちまして第35回農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでございました。

午後3時40分 閉会